

社援発第1111003号  
平成20年11月11日

(最終改正)

社援発0330第78号  
令和5年3月30日

都道府県知事  
指定都市市長  
各中核市市長殿  
関係団体の長  
地方厚生（支）局長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について

社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会（以下「実習指導者講習会」という。）については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成20年厚生労働省告示第518号）及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第十四号ロ及び社会福祉士介護福

社士学校指定規則第五条第十四号ロに規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 519 号）（以下「基準告示」という。）により定められているところであるが、さらに具体的な運用基準を示すため、今般、別添 1 のとおり社会福祉士実習指導者講習会実施要領を、別添 2 のとおり介護福祉士実習指導者講習会実施要領を定め、実習指導者講習会の実施に当たっては、基準告示によるほか、これらの要領によることとし、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしたので参考までに通知する。

## 別添 1

### 社会福祉士実習指導者講習会実施要領

#### 1. 講習会の実施主体

講習会の実施主体は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 518 号。以下「基準告示」という。）別表に定めるすべての科目について講習を行うことができる法人であって、同表に定める内容以上の講習会を適切に行うことができるものとする。

#### 2. 講習会実施の届出

(1) 講習会の実施者は、講習会の実施前に、当該講習会を実施する都道府県を所管する地方厚生（支）局長へ様式 1 による届出書を届け出ること。ただし、複数の都道府県で講習会を実施する場合にあっては、当該講習会を実施する法人の住所を所管する地方厚生（支）局長へ届け出ること。

(2) 講習会の実施者は、当該講習会の修了後、速やかに様式 2 による講習会修了者名簿を地方厚生（支）局長へ届け出ること。

なお、実施者の側にあっても、受講生からの事後的な照会等に対応できるよう、講習会修了者名簿を適切に管理しておくこと。

(3) 講習会を廃止する場合にあっては、廃止の事前に、その旨を速やかに届け出ること。

#### 3. 講習会の内容

(1) 講習会の具体的な内容は、次表の内容以上とすること。

また、1 の講習会の実施者がこれらの内容すべてを実施する必要があること。

科目名	授業形式	時間数	内容
実習指導概論	講義	2	1. 社会福祉士の意義と役割

			<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 実習の制度上の枠組みと意義</li> <li>3. ソーシャルワーク実践と実習プログラム</li> <li>4. 個人情報保護と実習での対応</li> <li>5. 実習指導における専門職の役割</li> </ul>
実習マネジメント論	講義	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 実習マネジメントの意義と対象</li> <li>2. 施設・機関内における実習マネジメント</li> <li>3. 施設・機関外における実習マネジメント</li> <li>4. 実習におけるリスクマネジメント</li> <li>5. 実習マネジメントの実際</li> </ul>
実習プログラミング論	講義	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 実習プログラムの考え方</li> <li>2. 実習プログラミングの方法</li> <li>3. 実習の展開方法</li> <li>4. 実習プログラム構築の具体例</li> </ul>
実習スーパービジョン論	講義	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 「スーパービジョン」の基礎理解</li> <li>2. 実習スーパービジョンの特質</li> <li>3. 実習プログラムと実習スーパービジョンの展開</li> <li>4. 実習スーパービジョンの実際</li> </ul>
	演習	5	実習におけるスーパービジョンの展開方法
合計		14	

(2) 科目名については、他の科目名で開講することも差し支えないが、その場合も含め、少なくとも講習会の開催要綱等において(1)の表に定める内容が全て含まれている必要があること。

(3) 講習会の講師として1又は複数の科目を担当した経験を有するものであって、当該講師が講習会を受講する場合にあっては、講習会の実施者は、当該講師が担当した1又は複数の科目について、当該講師が当該科目を当該講習会において履修したものと認定することができるものであること。

#### 4. 講習会の講師

講習会の講師は、次のいずれかに該当する者であることが望ましいこと。

(1) 学校教育法に基づく大学、大学院又は短期大学の教授、准教授、助教又は講師として5年以上の教歴を有する者

(2) 社会福祉士養成施設又は社会福祉士学校の専任教員として5年以上の教歴を有する者

(3) 社会福祉士の資格取得後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

#### 5. 講習会の施設設備

講習会の実施者は、当該講習会の実施期間中専用に利用できる教室を確保すること。

また、演習を行うための演習室を確保できることが望ましいこと。

#### 6. 講習会の開講時期及び開講パターン

講習会の実施者は、現に就労している受講者が円滑に講習会を受講することができるよう、開講時期について、夏期休暇又は冬期休暇等を活用した集中的な実施や複数の時期に分割した実施とし、また、開講パターンについて、平日・昼間の開講に限らず、休日・夜間に開講するなど、受講者の便宜に配慮した創意工夫を行うこと。

#### 7. その他

実施主体、会場、主たる事務所の所在地及び電話番号等の講習会の実施に係る届出の内容については、厚生労働省ホームページ等において公表することとしていること。

様式 1

社会福祉士実習指導者講習会実施届出書

講習会の名称				
実施主体の名称				
実施主体の主たる事務所の所在地等	電話番号：			
講習会を実施する会場の所在地（都道府県単位）				
開講期間	受講定員			
講習会の内容				
科目名	授業形式	開講科目名	開講時間数	担当講師の氏名
実習指導概論	講義			
実習マネジメント論	講義			
実習プログラミング論	講義			
実習スーパービジョン論	講義			
	演習			

(注) 開催要綱等、講習会の内容がわかる資料を添付すること。

当講習会の内容は、上記のとおりです。

令和 年 月 日

法人・機関名： \_\_\_\_\_

法人・機関代表者氏名： \_\_\_\_\_

